

ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方
最終報告書に対する共同意見書・骨子

石井美智子・位田隆一・勝木元也・島蘭進・鷲田清一各委員共同意見

1. 共同意見書の基本的立場

この共同意見書はこれまでの審議を踏まえて、以下の基礎的な諸事項をまず確認すべきだと考える。

- (1) ヒト胚の取扱いにあたっては、人になる可能性をもった存在（人の生命の萌芽）として、その存在が尊重されなければならない。
- (2) ヒト胚についての安易な取扱いは、人間の手段化、人の生命と身体の商品化・資源化・商品化など、人間の尊厳と人間の生命に関する基本的価値を損なうことにつながる。
- (3) ヒト受精胚を作成することは、原則として許されない。
- (4) 旧科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚小委員会報告書「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚に関する基本的考え方」は、「研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」とした。これがこれまでのヒト胚の取扱いに関する基本原則であり、議論の出発点である。
- (5) ES細胞の樹立と使用に関する研究は、余剰胚を用いる場合に限り認められている。
- (6) 人クローン胚の作成は、その必要性和適時性については相当な科学的根拠が示されなければならないが、これまでの議論ではそうした根拠は十分に示されておらず、国民の理解も得られていない。
- (7) ヒト胚の取扱いは、その枠組みを定める法律に基づくものとし、取扱いの詳細については指針（ガイドライン）によって定め、公的審査機関が審査するものとする。

以上の確認事項を前提として、判断が求められている当面の問題を取り上げれば、現段階においては次の結論が妥当であると考ええる。

- 1) 研究目的でのヒト受精胚の作成については、原則として禁止されるべきである。しかし、生殖補助医療の研究にヒト受精胚を作成し使用することは例外として許される場合がありうる。もっとも、ここでこれらを例外として認めるには、その実情について認識されておらず、認める条件や根拠についても議論がなされていない。さらに例外として取り扱うに際しての法的制度的検討もなされていない。今後、早急にこれらの点を審議しつつした上で、例外としての取扱いの是非について改めて決定されるべきである。
- 2) 人クローン胚の作成については、再生医療における難病の治療への適用が要望されている。しかし、人クローン胚の作成自体が倫理的に重大な問題をはらんでいることに加えて、人クローン胚から得られるES細胞が本当にそうした再生医療に利用しうるのかについて、科学的根拠も十分に示されていない。さらに、審議の過程

でこの点について一般社会が十分に理解し納得できるような説明もなされていない。したがって、少なくとも、この問題についての倫理的議論が深まり、また十分な科学的根拠が提示されることにより社会の理解と納得が得られるようになるまでは、人クローン胚の作成を認めるべきではない。生命倫理専門調査会としては、今後もこの点について適時に検討を重ね、人クローン胚の作成の是非についてより合理的かつ倫理的な合意が得られるよう努めるべきである。

2. 主要な論点

(1) ヒト胚の取扱いにおいて問題となること

ヒト胚の取扱いをめぐる生命倫理的な問題はどこにあるのかについて記述する。これは本文には欠けている。人間の尊厳についてどのように考えるべきか、基本を提示する。

(2) ヒト受精胚

「研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」(「ヒト胚性幹細胞を中心とするヒト胚研究に関する基本的考え方」平成12年)を基本原則とすることを確認した上で、実際の生殖補助医療研究がどのようになされてきたかについてこれまで調査がなされてこなかった事実を踏まえ、生殖補助医療研究での受精胚の作成・利用が例外として認められるかどうか、さらに検討する必要がある。

(3) 人クローン胚等の特定胚

人クローン胚を作成し研究することを是認できる十分な根拠はまだ示されていない。ES細胞による再生医療の可能性の検討、未受精卵の採取に伴う倫理的な問題、そもそも核移植によって作成されるクローン胚が安全に成長するものなのかどうかという問題、倫理的に問題が少ない他の方法を十分に試みた上でなされるべきではないか等の問題が多い。人間の道具化・手段化の懸念を払拭できるような研究規制の展望も示されていない。

(4) 制度的枠組み

人の生命の萌芽であるヒト胚の作成および使用ということが関わる限り、法律に基づく規制が必要であり、法律に基づいて指針が策定されなくてはならない。そのため検討にとりかかるべきである。また、ヒト胚研究(特定胚を含む)について、取扱いの規制を学会などの専門家団体や諸省庁に委ねてしまうのではなく、国として一貫した審査の機能をもった機関が必要である。

(5) 今後の課題

この報告書ができるまでの審議の過程で、明らかになった多くの課題について、今後も継続して審議すべきである。また、中間報告書末尾に示唆された「生命倫理に関して独立した検討組織」を内閣府に設けるべく、早急に措置がとられるべきである。